

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 守谷 承弘
(コード番号 9934 東証・大証第1部)

問合せ先
常務取締役管理本部長 片山 良一
(TEL 06-4391-1781)

定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、平成 18 年 6 月 16 日開催予定の第 58 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

株主の皆様の利便性を高めるため、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにする旨の規定を新設するものであります。議決権の代理行使について代理人の数を明確にするため、所要の変更を行うものであります。

取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものであります。社外監査役及び会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役及び会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定をそれぞれ新設するものであります。

- (2) 株主の皆様の利便性及び周知性の向上を図るため、会社法第939条第1項第3号の規定に基づき、公告の方法を電子公告とする旨について所要の変更を行うものであります。
- (3) 社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を本総会へ提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (4) その他、会社法が施行されたことに伴う規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、全般にわたり所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条) (条文省略)</p> <p>第3条 (新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、7,646万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条) (現行定款のとおり)</p> <p>第3条 <u>(機 関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、7,646万株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>1単元の株式数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、 100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」<u>という</u>)に係る株券を発行しない。 (<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u>(<u>実質株主を含む</u>。以下同じ)は、<u>株式取扱規定に定めるところにより</u>、その<u>単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式</u>を<u>売り渡すべき旨を請求</u>することができる。 (<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその<u>事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議をもって選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の<u>株主名簿</u>(<u>実質株主名簿を含む</u>。以下同じ)および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き</u>、<u>株式の名義書換</u>、<u>実質株主通知の受理</u>、<u>質権の登録</u>および<u>信託財産の表示</u>または<u>これらの抹消</u>、<u>株券の不所持</u>、<u>株券の交付</u>、<u>株券喪失登録の</u><u>手続</u>、<u>単元未満株式の買取り</u>および<u>買増し</u>、<u>届出の受理</u>その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、<u>当社においてはこれを取扱わない</u>。</p>	<p>(<u>単元株式数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず</u>、<u>単元未満株式に係る株券</u>を発行しない。 (<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第10条 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u>(<u>実質株主を含む</u>。以下同じ)は、<u>株式取扱規定に定めるところにより</u>、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式</u>を<u>売り渡すことを請求</u>することができる。 (<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその<u>事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議によって定め</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の<u>株主名簿</u>(<u>実質株主名簿を含む</u>。以下同じ)、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに<u>備置き</u>その他の<u>株主名簿</u>、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し</u>、<u>当社においては取扱わない</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いならびに手数料については、取締役会の決議をもって定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (現行定款のとおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (現行定款のとおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合をのぞき、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (現行定款のとおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (現行定款のとおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行定款のとおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>2. <u>取締役会招集の通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対しこれを発するものとする。ただし取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議をもって、代表取締役若干名を定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議をもって、相談役を置くことができる。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 (現行定款のとおり)</p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第24条 (現行定款のとおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第27条 <u>取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第25条 (条文省略) (監査役の選任)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役の互選により、常勤の監査役を置く。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会招集の通知は、会日の2日前までに各監査役に対しこれを発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第30条 (現行定款のとおり) (監査役の選任)</p> <p>第31条 (現行定款のとおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会招集の通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条 (条文省略) (報酬および退職慰労金)</p> <p>第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第35条 (現行定款のとおり) (報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第 6 章 会計監査人 (<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p>第38条 会計監査人は、株主総会においてこれを選任する。 (<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>(<u>会計監査人の責任限定契約</u>)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度および決算期)	(事業年度)
第32条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>毎営業年度末日をもって決算期とする。</u>	第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの <u>1年とする。</u>
(利益配当金)	(剰余金の配当の基準日)
第33条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</u>	第42条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
(中間配当)	(中間配当)
第34条 当社は、取締役会の決議を <u>もって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という）を行うことができる。</u>	第43条 当社は、取締役会の決議に <u>よって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第35条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u>	第44条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>
<u>2. 未払配当金には、利息を付さないものとする。</u>	(削 除)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月16日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月16日（金曜日）

以 上